

山陽小野田市東京圏移住支援事業支援金交付要綱

令和元年 8 月 1 日制定

令和 2 年 3 月 1 日一部改正

令和 2 年 9 月 1 日一部改正

令和 3 年 4 月 1 日一部改正

令和 4 年 4 月 1 日一部改正

令和 4 年 4 月 1 日一部改正

令和 5 年 4 月 1 日一部改正

令和 5 年 6 月 23 日一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、東京圏から本市への移住促進を図るために実施する山陽小野田市東京圏移住支援事業に係る支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の区域のうち、別表第 1 に規定する条件不利地域を除いた区域をいう。
- (2) 東京 23 区 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 281 条第 1 項に規定する特別区の区域をいう。
- (3) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき住民登録することをいう。
- (4) マッチングサイト 山口県が設置し、及び運営する「やまぐち移住就業マッチングサイト」をいう。
- (5) 支給対象法人 法人からの申請に基づき、別表第 2 に規定する要件をすべて満たす法人として、山口県が登録した法人をいう。

(対象者要件)

第 3 条 支援金の交付の対象となる者は、第 5 条に規定する申請（以下「申請」という。）のあった日から 5 年以上継続して本市に居住する意思をもって転

入する者で、次の各号のいずれの要件にも該当するもの（以下「補助対象者」という。）とする。

(1) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に居住又は東京圏在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

イ 転入する直前までに、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができます。）。

ウ ただし、東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができます。

(2) 移住先に関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 移住就業（一般）の場合 令和元年8月7日以降に転入したこと。

イ 移住創業の場合 平成31年4月18日以降に転入したこと。

ウ テレワークの場合 令和3年4月1日以降に転入したこと。

エ 移住就業（専門人材）の場合 令和3年4月1日以降に転入したこと。

(3) 就業、創業及びテレワークに関する要件

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

ア 就業に関する要件（一般の場合）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が山口県内に所在すること。

(イ) マッチングサイトに掲載された支給対象法人の求人に応じて、就業すること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 就業に関する要件（専門人材の場合）

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が山口県内に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。
- (ウ) 当該就業先において、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

ウ 創業に関する要件

次に掲げる事項に該当すること。

- (ア) 公益財団法人やまぐち産業振興財団から、やまぐち創業補助金（以下「創業補助金」という。）の交付決定を受けていること。
- (イ) 申請時において、創業補助金の交付決定を受けてから1年以内であること。

エ テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う

こと。

(イ) 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 世帯の構成員に暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者がいないこと。

イ 日本人であること、又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別定住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ 世帯の構成員に本市市税を滞納している者がいないこと。

エ 過去において世帯の構成員に本市及び他の市が行う同様の支援金の交付を受けた者がいないこと。

オ 補助対象者を含めた世帯員が、東京圏において同一世帯に属し、かつ、申請の際、同一世帯に属していること（単身世帯を除く。）。

カ 補助対象者を含めた世帯員が、いずれも申請の際、転入後1年以内であること。

キ 前各号に掲げるもののほか、市長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(支援金の額等)

第4条 支援金は、予算の範囲内で交付する。

2 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。なお、18歳未満の世帯員を帶同して移住する場合は、18歳未満の者1人につき最大100万円を加算する。

(1) 単身世帯 60万円

(2) 2人以上の世帯 100万円

(支援金の交付申請)

第5条 補助対象者は、山陽小野田市東京圏移住支援事業支援金支給申請書（様式第1号）に加え、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 世帯全員の転入後の住民票の写し

- (2) 補助対象者の就業証明書（様式第2号）又は創業補助金の交付決定通知書の写し
- (3) 世帯員の戸籍の附票の写し等、転入をする直前の10年間のうち、通算して5年以上、東京23区又は東京圏に居住していたことが確認できる書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(支援金の交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、当該申請書の提出があった日から14日以内に支援金の交付決定及びその額の確定を行い、その旨を山陽小野田市東京圏移住支援事業支援金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第7条 支援金の交付は、前条の規定により支援金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）からの山陽小野田市東京圏移住支援事業支援金交付請求書（様式第4号）の提出による請求に基づき行うものとする。

(是正のための措置)

第8条 市長は、補助事業の遂行に関し、必要があると認めるときは、補助対象者又は交付決定者に対して必要な報告を求め、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

(支援金の交付決定の取消し及び返還命令)

第9条 市長は、交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、山陽小野田市東京圏移住支援事業支援金返還請求書（様式第5号）により、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、本人の病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 全額の返還
 - ア 偽り又は不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。
 - イ 前条の規定に基づく求めに応じなかったとき。
 - ウ 申請のあった日から3年未満に市外へ転出（市外で1年以内の研修等

の後、市内の就業先で勤務することが確実であると認められる場合を除く。次号において同じ。) したとき。

エ 申請のあった日から 1 年以内に支援金の要件を満たす職を辞したとき。

オ 第 3 条第 3 号ウに規定する決定を取り消されたとき。

(2) 半額の返還

申請のあった日から 3 年以上 5 年以内へ市外に転出したとき。

(委任)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 3 月 1 日から実施する。

(経過措置)

2 令和 2 年 2 月 29 日以前に住民票を移した者については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 令和 5 年 3 月 31 日以前に住民票を移した者については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年8月18日から施行し、令和5年6月23日から適用する。

(経過措置)

2 令和5年6月22日以前に住民票を移した者については、なお、従前の例により取り扱うものとする。

別表第1（第2条関係）

都県名	条件不利地域
東京都	檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村
埼玉県	秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村及び神川町
千葉県	館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、東庄町、九十九里町、長南町、大多喜町、御宿町及び鋸南町
神奈川県	山北町、真鶴町及び清川村

別表第2（第2条関係）

支給対象法人の要件
(ア)山口県の総合計画「やまぐち維新プラン」の推進に資する法人であること。 (イ)官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。 (ウ)資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金おおむね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）でないこと。 (エ)みなしだ企業でないこと（ただし、上記(ウ)の法人がいわゆる親会社である場合はみなしだ企業としない。）。 (オ)本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（山口県内を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。 (カ)雇用保険の適用事業主であること。 (キ)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第123号）に定める風俗営業者でないこと。 (ク)暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。